

# 「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」の周知・運用について

## 1 周知期間

平成20年12月に作成した「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」（以下、手引きという。）について、趣旨・内容を全職員に浸透させるため、各局・区において課単位での研修の開催やミーティングでの周知を、21年1月初～3月末までに実施した。

## 2 周知結果

### (1) 周知延べ人数等

11,480人（周知対象者人数 11,872人）

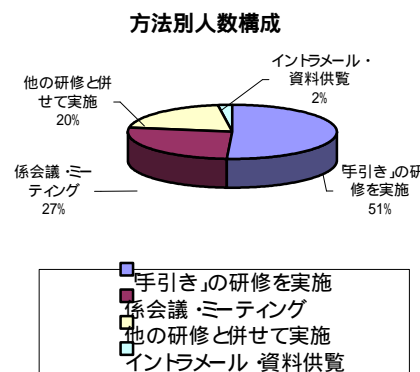
周知対象者人数は各局・区の報告値である。  
周知対象者には、保育士、医師、看護師、教員等を含まない。  
周知延べ人数は、研修やミーティング等で重複して周知された場合、重複してカウントしている。

### (2) 周知割合

96.7%（休暇・休職により参加できなかった職員等を除いてほぼ全職員へ周知している。）

### (3) 周知方法

周知方法	当該手法で周知された延べ人数	構成比
1 「手引き」の研修を実施	5,826	51%
2 係会議・ミーティング	3,070	27%
3 他の研修と併せて実施	2,325	20%
4 イントラメール・資料供覧	259	2%
合計	11,480	100%



「他の研修と併せて実施」については、「ごみ減量・リサイクル施策研修」「EM S研修」と併せて取り扱ったものが多数である。

周知取組への支援  
各課で手引きの概要を説明する際に使用するパワーポイントを提供  
市民参加推進室の職員が講師として直接説明  
(総務局、都市局、水道局、消防局、中央区、北区、豊平区、手稲区、監査事務局)

手引きについての研修（他の研修と併せて実施を含む）や係会議・ミーティングでの周知が98%であり、職員間の意見交換ができる形態での周知が進んでいる。

### (4) その他

研修等に参加できず、別に理解を深めたい方に向けて、21年3月10日よりE-ラーニングを開設（平成21年7月9日時点 168人が受講修了済）

## 3 実効性を担保する取組

平成21年4月1日より、手引きの趣旨や内容がそれぞれの事案で反映されているかチェックする「市民自治チェックリスト」を導入した。

### (1) 変更点

- ・起案様式を変更し、環境と市民自治のチェックリスト欄を追加
- ・原則、部長決裁以上の起案に「市民自治チェックリスト」を添付（内部事務に係る起案等は添付を免除）

- ・起案者が市民自治の観点から常に問題意識を持ち、事案の検討を行う。
- ・決裁者が、手引の趣旨等が事案に反映されているか確認する。



市民自治チェックリストで「手引き」の実効性を担保  
全職員が「手引き」を活用しながら、市民自治推進に向けた取組を着実に実践

### (2) その他

- ・各局区庶務担当を対象とした説明会を2回開催(3月、5月)
- ・チェックリストFAQを作成し、よくある質問等を解説（電子キャビネットで庁内に公開）

## 4 手引きに対する意見など

取組にあたっては、人件費も含めた費用対効果を検証・評価すべきである。

どのような事業にどのような情報共有・市民参加の取組が適切なのか情報提供してほしい。

企画段階と実施段階の定義が曖昧で分かりにくいので、参考事例を提示してほしい。

## 6 今後について

### 市民自治チェックリストの総括・検証

さらなる情報共有・市民参加の推進に向け、実施状況・効果・課題等を検討

### (仮)情報共有・市民参加参考事例集2009の作成

### 市民参加の実施予定ホームページ『市民参加通信』の公開

各局・区の市民参加の取組をホームページ（ ）と冊子で公表し、市民・職員に情報提供（<http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/sankaplan/s1.html>）



市民や職員に具体的な事例を積極的に発信し、市民参加の取組の醸成を図る。